

公布された規則のあらまし

佐賀県地域農業改良普及センターの事務の委任に関する規則（規則第 78 号）

- 1 この規則は、佐賀県地域農業改良普及センター条例第 2 条の規定により、地域農業改良普及センターの事務の委任に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 地域農業改良普及センターの事務（農業改良助長法第 12 条第 2 項に規定する事務をいう。）は、農林事務所地域農業改良普及センター長に委任することとした。（第 2 条関係）
- 3 この規則は、平成 26 年 9 月 1 日から施行することとした。
- 4 佐賀県農業試験研究センター管理規則ほか 2 規則について、所要の改正を行うこととした。

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第 79 号）

- 1 神埼土木事務所及び鳥栖土木事務所を統合し東部土木事務所とし、武雄土木事務所及び鹿島土木事務所を統合し杵藤土木事務所することとした。（第 3 条、第 4 条及び別表関係）
- 2 東部及び杵藤の各土木事務所の組織及び分掌事務を定めることとした。（第 3 条及び第 4 条関係）
- 3 この規則は、平成 26 年 9 月 1 日から施行することとした。
- 4 佐賀県ダム管理事務所管理規則及び佐賀県建築計画概要書等閲覧規則について、所要の改正を行うこととした。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 80 号）

- 1 鳥栖農林事務所を東部農林事務所とし、所管区域に神崎市及び神埼郡を加えることとした。（第 2 条関係）
- 2 武雄農林事務所及び鹿島農林事務所を統合し、杵藤農林事務所とすることとした。（第 2 条関係）
- 3 農林事務所に地域農業改良普及センター（以下「センター」という。）を置くこととした。（第 3 条関係）
- 4 農村環境課及びセンターの分掌事務を定めることとした。（第 4 条関係）
- 5 センターにセンター長及び副センター長を置くこととし、杵藤農林事務所に農林調整監を置くことができることとした。（第 6 条関係）
- 6 所長不在のときは、センターに関する事務については、センター長がその職務を代行することとした。（第 8 条関係）
- 7 センター長の専決事項等を定めることとした。（第 9 条の 2 関係）
- 8 その他所要の改正を行うこととした。
- 9 この規則は、平成 26 年 9 月 1 日から施行することとした。

- 10 佐賀県庁舎管理規則について、所要の改正を行うこととした。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 81 号）

- 1 農林事務所の所管を県土づくり本部から農林水産商工本部に移管することとした。（別表関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 9 月 1 日から施行することとした。